

こ けんぜん しゃかいせい そだ 子どもたちの健全な社会性を育てるために

きぶつそんかい しどう ひようべんさい りかい きょうりよく ねが
～器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力のお願い～

I ねらい

こ 子どもたちに じ こせきになん じかく うなが しゃかいきはんいしき いくせい
子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、
きょういくしどう いっかん せつきよくてき てきょう
教育指導の一環として積極的に適用します。

じどうせいと こい きぶつそんかい はっせいけんすう しりつしょう ちゅうがっこう
※ 児童生徒の故意による器物損壊の発生件数（市立小・中学校）

ねん 度	へいせい ねんど 平成 22年度	へいせい ねんど 平成 23年度	へいせい ねんど 平成 24年度	へいせい ねんど 平成 25年度	へいせい ねんど 平成 26年度	へいせい ねんど 平成 27年度
はっせいけんすう 発生件数	753件	734件	701件	1,004件	850件	929件

II ないよう 内容

こ 子どもたちが がつこう まど 公共物を故意（わざと）に、また
は、故意に近い じょうきょう はそん ばあい、その子どもの健全な育成を図る
指導の一環として、しゅうぜんひよう べんさいふたん ほごしや ねが
修繕費用の弁済負担を保護者をお願いすることになります。

III うんよう 運用について

- がつこう こ 子どもが ころ のつまずきを乗り越えて、じ こせきになん じかく すこ
かな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と きょうりよく しどう おこな
協力して指導を行います。
- がつこう しどう じょうきょう べんさい ほごしや そうだん こさま
学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様
の成長に役立つよう せいちょう やくだ じゅうぶん はな あ ねが
充分なお話し合いをお願いします。
- べんさいがくけつてい こ せいちょう ようす はったつだんかい はいりよ へんどう
弁済額決定は子どもの成長の様子や発達段階などに配慮して変動させ
ることもありますが、きほんてき めやす こい しゅうぜんひ
基本的な目安として、故意によるものは修繕費の10
0%、故意に近いものは50%とします。

IV ねが お願い

- きぶつそんかい べんさい こ こころゆた せいちょう ねが たちば
器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長をとともに願う立場から
おこな いじょう しゅし りかい うえ せつきよくてき きょうりよく ねが
行うものであり、以上の趣旨をご理解の上、積極的なご協力をお願いします。
- こ こころゆた せいちょう ねが たちば
子どもたちに 公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭
や学校、地域社会が きょうりよく ひつよう ぜんあく はんだん
協力しあうことが必要です。善悪の判断については、
ご家庭でも こ 子どもたちの しんじょう りかい きぜん しせい せつ
ご家庭でも子どもたちの心情を理解しながら毅然とした姿勢で接していた
だくようご きょうりよく ねが
ご協力をお願いします。

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様

こどもたちの安全を最優先するために

～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い～

日頃より、横浜市立学校の教育活動へご理解、ご協力をいただき
ましてありがとうございます。

文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然とし
て増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件
も後を絶たず発生しています。

児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならない
こと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの
安全のために「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が
定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者
及び関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待
から守るよう定めています。保護者の皆様におかれましては、子ども
の安全を守るため、学校の児童虐待発見、通告へのご理解、また、
保護者、学校が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへの
ご協力をお願いいたします。

平成29年4月 横浜市教育委員会

児童虐待防止法等に関する法律

第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

学校、児童福祉施設、病院その他の児童福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童
福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を
しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

第6条 (児童虐待に係る通告義務)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市長村、都道府県の設置
する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所
若しくは児童相談所に通告しなければならない